特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

水戸市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

水戸市長

公表日

令和4年6月6日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務					
①事務の名称	固定資産税に関する事務					
②事務の概要	「地方税法(昭和25年法律第226号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を固定資産税の賦課、収納、滞納に関する事務において取り扱う。 ①納税義務者からの届出及び申告等により、必要な情報を入手し課税情報として管理。 ②固定資産税を算出し賦課決定するために、必要な情報を納税義務者より入手し管理。 ③納税通知書、課税明細書等の出力、発送を行うための情報の管理。 ④徴収した固定資産税の収納情報の管理。 ⑤滞納者への滞納整理を行うための滞納情報の管理。					
③システムの名称	固定資産税システム, 収納管理システム, 滞納管理システム, 宛名管理システム, 税照会証明管理システム, 共通基盤システム, 口座管理システム, 団体内統合宛名システム, 中間サーバー, eLTAXシステム(償却資産)					
2. 特定個人情報ファイ	ル名					
1.固定資産税賦課情報ファ 2.収納・滞納整理ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)別表第一の16の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第16条					
4. 情報提供ネットワーク	クシステムによる情報連携					
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(要施する] 1) 実施する(2) 実施しない(3) 未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠) 提供情報なし (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の27の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第20条					
5. 評価実施機関におけ	る担当部署					
①部署	水戸市役所 財務部税務事務所資産税課,財務部税務事務所収税課					
②所属長の役職名	資産税課長 ,収税課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開え	示·訂正·利用停止請求					
請求先	郵便番号 310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 総務部総務法制課 電話番号 029-232-9116					
8. 特定個人情報ファイ	ルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	郵便番号 310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 財務部税務事務所資産税課,財務部税務事務所収税課 電話番号 029-232-9141					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未满]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			4年5月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類					
[基礎項目評価	書及び重り	点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目 2) 基礎項目 3) 基礎項目	評価書 評価書及び重点項 評価書及び全項目	目評価書 評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(青報提供	ネットワークシスラ	テムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	る		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託	しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。)	[〇]提供	・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	る		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入事		しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) <u>課題</u> が残	入れている る		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1	く選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	る		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査 [〕外部監査		
9. 従業者に対する教育・日	8発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	く選択肢> 1) 特に力を 2) 十分に行 3) 十分に行			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠) 提供情報なし (別表第二における情報照会の根拠) 27の項 「行政手続における特定の個人を識別するため	省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和4年6月6日	II しきい値判断項目 1.対象人数	いつ時点の計数か 令和2年5月1日時点	いつ時点の計数か 令和4年5月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正の ため重大な変更には当たらない。
令和4年6月6日	II しきい値判断項目 2取扱者数	いつ時点の計数か 令和2年5月1日時点	いつ時点の計数か 令和4年5月1日時点		記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。